

会 議 案 第 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月 日

大 津 市 議 会 議 長
草 野 聖 地 様

提 出 者

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第16章 補則（第72条） （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第12条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前の事件の撤回又は訂正及び動議の撤回は、議長の許可を得て行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による承認又は許可を得ようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。 （請願の訂正又は取下げ）</p> <p>第41条 請願者が請願の訂正又は取下げ（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、行うことができる。</p> <p>2 一略一 （紹介の取消し）</p> <p>第42条 紹介議員が請願の紹介を取り消そ</p>	<p>目次</p> <p>第16章 補則（第72条—第74条） （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第12条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前の事件の撤回又は訂正及び動議の撤回は、議長の許可を得て行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による許可を得ようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。 （請願の訂正又は取下げ）</p> <p>第41条 請願者が請願の訂正又は取下げ（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の許可を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の許可を得て、行うことができる。</p> <p>2 一略一 （紹介の取消し）</p> <p>第42条 紹介議員が請願の紹介を取り消そ</p>

うとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、取り消すことができる。

2 一略一

(決定書の交付)

第51条 議長は、議会在議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第16章 補則

うとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の許可を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の許可を得て、取り消すことができる。

2 一略一

(決定の通知)

第51条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第16章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第72条 議会又は議長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの条例（これに基づく規程を含む。以下この条及び次条において「条例等」という。）の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うこ

とができる。

2 議会等が行う通知のうち条例等の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する条例等の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第3条第1項各号に掲げる会議の日時等を記載した議事日程、第18条に規定する委員長及び少数意見を報告した者の報告及び請願書に係るものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当

該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関する条例等の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた

通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による作成等）

第73条 条例等の規定（第13条に規定する選挙又は第34条に規定する表決に係る投票の用紙を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの条例等の規定を適用する。

（その他）

第74条 一略一

別表(第70条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一
議会業務 継続会議	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

（その他）

第72条 一略一

別表(第70条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一
議会災害 対策会議	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

附 則

1 この条例は、令和8年 月 日から施行する。

（大津市議会意思決定条例の一部改正）

2 大津市議会意思決定条例（平成29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表大津市議会会議条例の部2の項中「承認」を「許可」に改める。

(提案理由)

地方自治法の改正を踏まえ、議会における手続等のオンライン化の方法等を定めるため、所要の改正を行うもの